

平成27年（行ツ）第214号事件外 選挙無効請求上告事件
平成27年（行ツ）第220号事件外 選挙無効請求上告事件
平成27年（行ツ）第267号事件外 選挙無効請求上告事件

【頭書事件に関する最高裁判所大法廷口頭弁論要旨】

平成 27 年 10 月 28 日

最高裁判所大法廷 御中

上告人訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

目 次

序：（本書 1～4 頁）	1
I 憲法は、【（違憲状態の選挙で当選した議員を含む）国会が、有効に『憲法改正発議』をすること】を予定しているだろうか：（本書 5～8 頁）	5
II 規範論：（本書 9～18 頁）	9
III 正統性／詭弁：（本書 19～24 頁）	19
IV 「緊急事態宣言」：（本書 25～36 頁）	25
V 社会の混乱 Zero：（本書 37 頁）	37
VI ① 憲法 56 条 2 項、② 同 1 条、③ 同前文第 1 文前段：（本書 38～46 頁）	38
第 1 大発見（本書 38～40 頁）	38
第 2 ①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文の文理解 積：（本書 41～44 頁）	41
第 3 憲法前文第 1 文の「正当（な）選挙」：（本書 45～46 頁）	45

序 : (本書 1~4 頁)

選挙人は、本件裁判で、

「平成 26 年衆院選（小選挙区）は、違憲である」

と明言する、「違憲判決」を求めている。

私共は、2009 年 9 月～2014 年 12 月 13 日の 5 年間に、50 個の人口比例選挙裁判を提起した。

本件裁判は、過去の 50 ケの人口比例選挙裁判とは、

異次元の重要性

を持つ裁判である。

2つの論点がある。

第 1 の論点 緊急事態宣言条項付改正憲法草案 :

現首相は、2015 年 9 月 24 日、

「2016 年参院選では、自民党は、憲法改正を公約する」

と発言された。

即ち、憲法改正の選挙公約は、既に、自民党の 2016 年の参院選までの政治スケジュールの中に、組み込まれている。そして、自民党の改正憲法草案・98、99 条は、「緊急事態宣言」条項を定めている。

1933 年 2 月、ドイツのナチ党は、ワイマール憲法の定める緊急事態宣言条項を使用して、緊急事態宣言発令日から僅か 24 日以内で、独裁国家を創り上げてしまった。

他方で、2013年7月、現内閣の一員である麻生財務大臣は、都内の講演会で、ワイマール憲法のナチス憲法への変化に言及し、「あの手口を学んだらどうかね。」と発言している。

これだけの条件がそろっている以上、主権者の一部が、【自民党の2016年7月参院選迄の政治スケジュールの中に既に組み込まれている、**1** 緊急事態宣言条項、及び**2** その他の条項を含む憲法改正】の実現に、

ただごとでない危険を直感するのは、合理的なことである。

第2の論点（違憲状態選挙で当選した議員を含む）参院の総議員の2/3以上の賛成決議の違憲性の問題：

1 5名の判事（①櫻井、②金築、③岡部、④山浦、⑤山崎の5判事）は、H26年大法院判決の補足意見として、要旨、

『違憲状態選挙で当選した参院議員（選挙区）は、**国会活動を行う正統性がない**』旨

記述している。

2 同平26大法院判決（参）では、3裁判官（鬼丸、大橋、木内の3判事）は、

『選挙は、「違憲・違法」』

の反対意見を記述された。

反対意見の同 3 名の判事は、

「違憲選挙で選出された議員は、国会活動を行う正統性がない」、

との意見であろう、と解される。

3 山本判事は、

『違憲・無効』

の反対意見を記述された。

違憲・無効の反対意見の山本判事も、

『違憲・無効の判決で当選した議員には、国会活動を行う正統性が無い』

との意見である。

以下のとおり、平 26 年大法廷判決では、15 名のうち 9 名は、

『平成 25 年 7 月の参院選で当選した選挙区選出議員は、国会活動を行う正統性が無い』

と解されていると推察される。

本件裁判で、もし仮に、過半数の判事が、「違憲状態判決」又は「合憲判決」を言渡されると、

2016 年 7 月以降遠からず、日本は、【緊急事態宣言条項付自民党改正憲法

草案類似の**憲法改正】**に賛成する決議（2/3 以上）が、衆院、参院で、成立する可能性がある。

本件裁判で、過半数の判事が、「違憲」判決を言渡せば、
仮に、それが「違憲・違法」判決であっても、
国民（＝主権者）の一部は、

（国会活動を行う正統性の無い違憲議員を含む）参院の 2/3 以上の憲法
改正賛成決議に疑問を持ち、更に、

（国会活動を行う正統性の無い違憲議員を含む）衆院の 2/3 以上の憲法
改正賛成決議に疑問を持つ、

と解される。

この疑問を持った国民は、2016 年 7 月の参院選で、この疑問を投票に反映
すると、推察される。

（以下、余白）

憲法は、【(違憲状態の選挙で当選した議員を含む) 国会が、有効に『憲法改正発議』をすること】を予定しているだろうか：(本書 5~8 頁)

平成 26 (2014) 年大法廷判決 (参) は、既に「2013 年の参院選 (選挙区) は、違憲状態」との違憲状態判決を言渡している。

即ち、少なくとも、国会は、違憲状態の選挙で当選した参議院議員を含んでいる。

下記の理由 1~2 に示すとおり、**憲法は、**

【(違憲状態の選挙で当選した議員を含む) 国会が、有効に、憲法改正の国会発議を行うこと】

を**全く予定していない。**

理由 1： 前文第 1 文：「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」

平 26 年最高裁大法廷は、

「平成 25 年 7 月の参院選 (選挙区) は、違憲状態である」

と判決している。

(最高裁大法廷判決が、「違憲状態であった」と明言している選挙が、憲法前文第 1 文の「正当 (な) 選挙」である訳がない。

こんなことは、【小学 5 年生が理解できるレベルの、

当たり前のこと】である。

よって、違憲状態の選挙で当選した参議院議員の、参院での、憲法改正についての、賛成・反対の投票は、何の法的効力も有しない。

このような、**【違憲状態の選挙で当選した議員】**（=**正当に選挙された国会における代表者**）に該当しない議員）の、国会の両院での憲法改正の2/3以上の賛成／反対の投票行為は、**憲法前文第1文の「日本国民は、**正当な選挙**による国会の代表者を通じて行動し、」に該当しない。**

即ち、**【違憲状態の選挙で当選した参議院議員が、参院で、**有効に**憲法改正の2/3以上の賛成の投票行為をすること】**は、

【憲法の予定しないこと】

である。

理由2： 憲法98条1項：「その条規に反する……国務に関するその他の行為……は、その効力を有しない」。

憲法98条の1項は、**規範**である。

- ① **選挙**は、憲法98条1項の「**国務に関するその他の行為**」に該当する；
- ② 違憲状態の選挙（=国務に関する行為）は、憲法98条1項により、「その効力を有しない」；

(注)

「憲法に違反する」と「憲法に違反する状態」の差異：
⇒日本語としては、「憲法に反する状態」とは、憲法に違反する状態の期

間中のいずれの時点でも、憲法違反が、持続していることを意味する。
即ち、「憲法違反」と「憲法違反状態」は、両者のいずれであっても、「憲法違反」であることに変わりはなく、「憲法違反」が、継続しているか否かの差でしかない。

- ③ 「効力を有しない」選挙で当選した参議院議員は、**憲法 98 条 1 項**の規範により、国会活動の無資格者である；
 - ④ 参議院の【憲法改正・賛成の決議】も、当然、**憲法 98 条 1 項**の「**国務に関するその他の行為**」に該当する；
 - ⑤ （「効力を有しない」選挙で当選した参議院議員（=国会活動の無資格者）を含む）参議院の、総議員の 2/3 の憲法改正・賛成決議は、**憲法 98 条 1 項**の「**その条規に反する……国務に関するその他の行為**」に該当するので、**憲法 98 条 1 項**の規範により、「その効力を有しない」；
 - ⑥（小括）違憲状態の議員を含む参議院議員の総議員の 2/3 の決議は、**憲法 98 条 1 項**の規範により、「その効力を有しない」。
- ⇒ 当該【(違憲状態の選挙で当選した議員を含む)参院の総議員の 2/3 以上の憲法改正決議が、有効であること】は、

「憲法の予定しないこと」である。

【(違憲状態の選挙で当選した議員を含む)国会が、有効に憲法改正の国会発議をすること】など、**憲法が全く予定していないこと**である。

ハッキリ言って、**狂気の沙汰**である。

もし仮に、最高裁が、本件裁判で、違憲状態判決／合憲判決を言渡すとすると、

この日本で、この憲法が全く予定していない、**狂気の沙汰**が出現する可能性がある。

(以下、余白)

II 規範論： (本書 9～18 頁)

1. 「憲法 98 条 1 項は、規範ではない」という意見： (本書 9～15 頁)

(1) 規範 (=ルール)

憲法 98 条 1 項は、

「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」(強調 引用者)

と定めている。

即ち、憲法 98 条 1 項は、

【憲法の各条規は、憲法に反する法律を

も無効にしてしまう程の、

強い法的拘束力をもつ、 日本国

の領土内の 最高位の規範

であるというルール】

を明白に定めている。

(2) 小学5年生でも分かる三段論法：

(ア) 最高裁は、2012年衆院選挙（小選挙区）と2013年参院選挙（選挙区）

のいずれについても、

『選挙は、違憲状態であった。

しかし、国会の立法裁量の合理的期間が尽きていないので、選挙は、

合憲である』旨

判決（=違憲状態判決）した。

(イ) 憲法98条1項は、

「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、
詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を
有しない。」

と定める。

この憲法98条1項は、**規範**（=守るべきルール）である。

(ウ) ところで、選挙は、憲法98条1項の定める「国務に関するその他の行為」である。

(エ) 従って、違憲状態の選挙は、憲法98条1項によれば、

「その効力を有しない」（即ち、無効である）。

(4) こんな簡単な三段論法は、小学5年生でも、
分ることである。

(3) 同平成25年大法廷判決の過半数の最高裁判事は、「選挙は、違憲状態。しかし、選挙は合憲。」という。そうである以上、過半数の判事は、憲法98条1項（「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を

有しない。」（強調 引用者）の定めは、**規範（=守るべきルール）ではない**』と

見ていると、解さざるを得ない。

(4) 論理的破綻

ア ① 「合理的期間」論、② その補強する「司法権と立法権の関係」論は、「憲法の予定している司法権と立法権の関係」という Key word をその論理の根本において、議論が組み立てられている。

イ しかしながら、この「合理的期間」論、「司法権と立法権の関係」論は、

『**国会活動の正統性の無い**、違憲状態の選挙で当選した議員』が、当選日～任期満了日（又は、解散時）迄、有効に国会活動すること』

を許容する。

しかしながら、

- 1 憲法第 98 条 1 項、
- 2 同 99 条、
- 3 憲法 81 条、

4 前文第 1 文前段の各 **規範** は、【**国会活動の正統性の無い議員** (＝違憲状態の選挙で当選した議員)

が、国会活動をすること】など、

全く予定していない。

(『合理的期間論』、『司法権と立法権の関係論』は、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」という言葉を根拠として、

当選日～任期満了日(又は、解散時)の間 (＝ 10^{-16} 秒～6 年間)、

国会活動の正統性の無い議員が、国会活動を行うことを容認するという、**憲法の**

予定していない、事態を許容する。

正直に言って、

「論理破綻」している

と言わざるを得ない。

(5) 現行憲法と「聖徳太子の十七条の憲法」は、いずれも、同様に、憲法と呼称されている。

しかしながら、両者は、全く別物である。

一方で、現行憲法は、憲法 98 条 1 項（「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」）が定めるとおり、憲法に反する法律をも無効にする、法的拘束力をもつ。

即ち、憲法は、正に**規範**（＝守るべきルール）である。

他方で、「聖徳太子の十七条の憲法」は、**道徳律**に留まる。

即ち、「聖徳太子の十七条の憲法」は、もし仮に、国務に関する行為が「聖徳太子の十七条の憲法」の定めに反したとしても、裁判所が、「聖徳太子の十七条の憲法」の定めに反する当該国務に関する行為を無効とすることなど、およそ予定していない。

紀元前後（この頃、倭国は百余国に分かれ、一部の国は前漢の楽浪郡に朝貢した〈漢書地理志〉）を始期とした約 2000 年の日本の歴史の中で、三権分立の三権の一つである司法を担う裁判所（大審院）が登場するのは、よう

やく、1875（明治8）年になってからでしかない。

1875（明治8）年より前の日本文化には、三権分立の三権の一つである司法（裁判所）が存在しないのであるから、裁判所がそれに違反する国務に関する行為を無効にしてしまうという、法理念もなく、そのため、国家権力を縛る規範としての憲法（＝守るべきルール）という概念が、そもそも無かった。

このことから、【憲法98条1項は、憲法の条規に違反する国務行為を無効

にする法的拘束力を持つ**規範**である】、という、

腹の底からの理解

が、未だ、平成25年大法廷判決の最高裁判事の過半数によって、共有されるに至っていない、と解される。

(5) 平成25年大法廷判決の過半数の最高裁判事が、

『憲法1～103条と憲法前文の合計・104ヶの条規のそれぞれが、規範である』旨

腹の底まで考えておられないのであれば、
同過半数の最高裁判事が、

『当該選挙の投票価値の不均衡は、違憲状態である』旨

判示しながら、

『合理的期間』の判例法理を用いて、『当該選挙は合憲である』旨判断する
という、

【憲法 98 条 1 項の定めを**規範**とすれば、到底あり得ない、

法論理完全否定の

結論

を導かれるのも、容易に理解できる。

2. それでは、平成 25 年大法廷判決の過半数の最高裁判事は、何をもって日本国の最高規範と考えておられるのであろうか？（本書 15～18 頁）

(1) 下記は、私の推察である。

平成 25 年大法廷判決（参院選）の過半数の最高裁判事は、

一方で、

『最高裁大法廷判決の**憲法の解釈**は、規範である』

と認識されているが、

他方で、

『憲法 1 ~ 103 条 と 憲法 前文 の **合計 104 ヶ の**
条規自体が、規範である』

とまでは、

腹の底までシツカリと

認識されていないように思われる。

(2)ア 最高裁大法廷の憲法解釈（即ち、判例）は、
憲法 98 条 1 項の定める「**国務に関する
その他の行為**」の一つでしかない。

最高裁大法廷の憲法解釈の判例は、憲法 98
条 1 項の「国政に関するその他の行為」の一
つでしかないので、それが憲法に違反してい
る場合は、憲法 98 条 1 項の定める規範により、

無効である。

イ 平成 25 年大法廷判決は、

「選挙は違憲状態である。しかし、選挙は合憲である」

と判示する。

同判決は、憲法 98 条 1 項の『憲法に違反する国務に関する行為は、無効』旨定める規範に違反する。

よって、同判決の当該判示部分は、「その効力を有しない」。

ウ 本件裁判においては、 **最高裁**

裁判官 は、平成 25 年大法廷判決（衆

院選・小選挙区）の判例（即ち、『選挙は、違

憲状態である。しかし、選挙は合意である。』

旨の「違憲状態」判決）を変更のうえ、「違憲」

の判決を言渡すよう、

1 憲法 98 条 1 項、

2 99 条、

3 81 条、

4 76 条 3 項の各規範により、

義務付けられて

いる、

と解される。

(以下、余白)

III 正統性／詭弁： (本書 19～24 頁)

1 「司法権と立法権との関係」(H25 年大法廷判決・11～12 頁)：

「3 (3) ア 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、〈1〉定数配分又は選挙区割り前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、〈2〉上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、〈3〉当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みに従って審査を行ってきた。

(略)

換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記〈1〉の段階において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記〈2〉の段階において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される。」(強調 引用者)

2 平成 25 (2013) 年 11 月 20 日最高裁大法廷判決 (衆院選) は、その判決文の 11~12 頁で、『司法権と立法権の関係』を論じ、

「 本件区割規定の定める 本件選挙区割り は、前回の平成 21 年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえ、本件区割規定 が憲法 14 条 1 項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。」

と判決した。

この「合理的期間」の議論、「司法権と立法権の関係」の議論は、憲法 98 条 1 項の日本文 (「この憲法は、国の最高法規であつて、この条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」) に照らし、**詭弁** である。

3 5 最高裁判事の補足意見：

(1) 平成 26 (2013) 年最高裁大法廷判決 (参院選 (選挙区)) で、『選挙は違憲状態である。しかし、選挙は、合憲である』旨の多数意見を構成した 5 名の判事 (1 櫻井判事；2 金築判事；3 岡部判事；4 山浦判事；5 山崎判事；) は、判決文の中に、

「投票価値の不均衡の **是正** は、議会制民主主義の根幹に関わ

り、国権の最高機関としての

国会の活動の正統性

正統性

を⦿支える⦿基本⦿的⦿な⦿条⦿件⦿に⦿関⦿わ⦿る⦿極⦿め⦿て⦿重⦿要⦿な⦿問⦿題⦿で⦿あ⦿っ⦿て、
違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成24年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成24年大法院判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。」(強調 引用者)

と補足意見を述べておられる。

即ち、同5名の判事は、

『違憲状態の選挙で当選した議員（＝違憲状態議員）は、

国会活動を行う 正統性が無い』旨

述べられているのである。

(2) ところが、違憲状態判決の意見の該 5 名の判事は、国会活動の正統性の無い違憲状態議員が、当選日～任期満了日（又は、解散時）迄、有効に国会活動することを容認されている。

(3) しかしながら、

- 1 憲法第 98 条 1 項、
- 2 同 99 条、
- 3 憲法 81 条、

4 前文第 1 文前段の各**規範**は、【**国会活動の正統性の無い議員**（=違憲状態の選挙で当選した議員）

が、国会活動をすること】など、

全く予定していない。

（『合理的期間論』、『司法権と立法権の関係論』は、「憲法の予定している司法権と立法権

との関係」という言葉を根拠として、

当選日～任期満了日(又は、解散時)の間 (=10⁻¹⁶秒～6年間)、

国会活動の正統性の無い議員が、国会活動

を行うことを容認するという、**憲法の**
予定していない、事態を許容する。

正直に言って、

「**論理破綻**している」

と言わざるを得ない。

4 国会活動をする**正統性の無い議員** (=違憲状態議

員)が、**国会活動**をするなど、**狂気の沙汰**

である。

『**国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、今毎日、公然と国会活動**

をしている現状】は、天と地がひっくり返る程の**異常**である』と

腹の底から理解するのと、

これを、単に頭で理解するのとでは、

1 **【身の毛がよだつような違和感】**

を感じるか、

2 **【違和感・零】**か

の**【天文学的大差】**がある。

2 **物事を合理的に考えられる人（小学5年生を含む）**

である限り、100人中100人、

「**国会活動をする正統性の無い議員が、【国会活動（憲法改正の国会発議を含む）**をすること」など、**狂気の沙汰**である！」

と腹の底から**ストン**と納得するであろう。

なぜならば、**国会活動の正統性の無い議員が、国会活動（立法も含む）**をしてよい、と考える人が、この世にいるとは、およそ考え難いからである。

(以下、余白)

IV 「緊急事態宣言」：（本書 25～36 頁）

1 自民党憲法改正草案 98 条、99 条：

自民党憲法草案 98、99 条（緊急事態の宣言）、100 条（憲法改正）
（別紙 1）：

「第九章 緊急事態

第 98 条（緊急事態の宣言）

- 1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
- 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
- 4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

第 99 条（緊急事態の宣言の効果）

- 1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
- 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。
- 4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

第十章 改正

第 100 条

- 1 この憲法の改正は、**衆議院又は参議院の議員の発議**により、両議院のそれぞれの総議員の**過半数**の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。
- 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。』

2 「あの手口学んだらどうかね」:

麻生副総理・財務大臣は、2013年7月29日、東京都内の講演会で、下記のとおり発言された（テープの書き起こし）:

「昔はみな静かに（靖国神社に）行っておられましたよ。各総理大臣もみな行っておられたんですよ、これは。いつから騒ぎにしたんです？ マスコミですよ。ちがいますかね。いつのときからか、騒ぎになった。と私は……。騒がれたら、中国も騒ぐことにならざるをえない。韓国も騒ぎますよ。だから、静かにやろうや、というんで。憲法も、ある日気がついたら、ドイツのこともさっき話しましたけれども、ワイマール憲法

がいつのまにか変わってて、**ナチス憲法**に変わっていたんですよ。

だれも気がつかないで変わったんだ。

あの手口学んだらどうかね。

もうちょっと。わーわー騒がないで。

本当に、みんな「いい憲法、これは」といって、それをみんな納得して、あの憲法変わっているからね。

だからぜひ、そういった意味で、僕は民主主義を否定するつもりもまったくありませんし、しかし、私どもは重ねて言いますが、喧噪（けんそう）のなかで決めないでほしい。」（強調 引用者）

この麻生副総理・財務大臣の

「あの手口学んだらどうかね。」

の発言は、

重大である。

看過

この発言は、現内閣の財務大臣の発言であるだけに、

きない。

3 ナチス・ヒットラーは、「緊急事態宣言」を使って、独裁国家を創った：

(1) 1933年のドイツ：

1932/11/6 総選挙 ナチス (ナチ党ともいう) 33.1% (得票率)

1933/1/30 ナチス・ヒットラー内閣成立 (初回)

2/2 解散・総選挙

2/27 国会議事堂放火

2/28 ヒットラー内閣は、大統領をして、緊急事態宣言 (大統領令) を発令させた。「緊急事態宣言」下、プロイセン州だけで、約 5000 人 (共産党支持者、社会民主党支持者等) が数日のうちに (注1)、司法手続無しで、逮捕・予防拘禁された。更に、「緊急事態宣言」下、言論の自由、報道の自由、通信の秘密等の人権が停止された。

24 日

3/5 選挙投票日 得票率 議席数 (全 647)

ナチス 43.9% 288 (45%)

国家人民党 8.0% 52 (8%)

合計 51.9% 340 (53%)

3/23 全権委任法成立

4/26 プロイセン州に、ナチス政府は、秘密警察 (ゲシュタポ)

を設けた。

国民の一部は、秘密警察に密告した。国民の多くは、密告を恐れた。(注2)

7/14 「緊急事態宣言」下、ナチス以外の政党は、存続、新設を禁止された。(注2)

1933/11/12 総選挙 (投票率: 95.3%)

ナチスの得票数 92.2%

無効票 7.8%

合計 100%

1932/11/6 の選挙で、ナチス以外の政党に投票した【全投票人の 66.9% (=100% - 33.1% <ナチス>) の人々】のうちのほとんどが、約1年後の1933/11/12 の選挙では、真逆に、ナチス支持の投票をした。

その理由の一つは、緊急事態宣言下での、ナチスに反対する人々に対する、司法手続無しの、大量逮捕・予防拘禁・その後の行方不明を知って

生まれた、恐怖心と無力感と諦観であろう。

(注1) 石田勇治『ヒトラーとナチス・ドイツ』(講談社 2015)

(注2) フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』「ナチ党の権力掌握」

(2) 2013~2015 年の日本 :

① 秘密保護法

2013/10/25 同法案を閣議決定。

43日

2013/12/6 同法成立。

② 安保法

2015/5/14 同法閣議決定。

4ヵ月強

2015/9/19 同法成立。

4 ① 第2次大戦終結前のドイツ司法 ; ② 米国司法 ; ③ 第2次大戦終結後の日本司法 :

① 第2次大戦前のドイツ司法 :

ドイツの裁判所は、「全権委任法は、違憲・無効」と判決しなかった。

ワイマール憲法は、司法の違憲立法審査権を定めていなかった。

従って、ドイツの裁判所は、ナチス政権の独裁・ワイマール憲法否定を阻止できなかった。

2 米国司法：

米国連邦憲法も、同様に、

『裁判所の違憲立法審査権』

を定めていない。

しかし、米国連邦最高裁は、判例（Marbury v. Madison 1803）より、司法の違憲立法審査権を創造した。

建国日（1776年）～2015年（今日）の間、事実として、

米国では、独裁政権が生まれていない。

【1～2】の小括：

ドイツ：

1780～1945年迄の間、

① ドイツ裁判所は、違憲立法審査権を有さなかった。

② ドイツ法には、法治主義の法理念が支配し、『法の支配』の法理念が支配的でなかった。

この2つが、司法がナチスの独裁を阻止できなかった理由である、と解される。

米国：

他方で、米国では、

① 司法は、違憲立法審査権を有し、憲法に反する立法を違憲・無効にできた。

更に、

② 『法の支配』(Rule of Law)の法理念が、裁判を支配してきた。

事実として、米国では、1803年末～今日迄、独裁政府は、生まれていない。

③ 第2次大戦終結後の日本の司法：

日本国憲法 81 条により、最高裁は、違憲立法審査権を有している。

5 最高裁長官の談話

(1) 最高裁長官は、本年5月3日の憲法記念日の記者会見で、

【法の支配】の文言を6回挙げて、

『最高裁は、【法の支配】を実現するよう、国民から負託を受けている』旨

明確に発言された。(長官談話)

「平成27年5月

憲法記念日を迎えるに当たって

最高裁判所長官 寺田逸郎

今年が戦後70年に当たることは、繰り返し言われています。日本国憲法が施行されたのは戦後間もなくですから、この間の社会運営が基本的にこの憲法の下で行われてきているといえるでしょうが、この憲法の柱となる「法の支配」の実現のため、この憲法の下で国民から負託を受け司法権を担ってきている裁判所の役割の大きさを思うと、適正な手続による紛争の解決を中心とした自らの役割を適切に果たそうと努めてきた自負とともに、社会の進展により絶えず新たな側面を持つ問題が生じてきており、現在も克服すべくさらに努力を続けなければならぬ課題が少なくない現実を目を向けざるを得ません。社会の法的ニーズに的確に対応できる安定した基盤を築きあげることがいまの裁判所に求められていると、あらためて思います。

およそ15年前から始まった司法制度改革は、司法制度をめぐるあらゆる分野において、利用者の立場に立った制度を構築することにより、「法の支配」という憲法的要請を社会にあまねく浸透させることを目指したのですが、現在は、改革の内容を着実に実施し深化させる時期にあるでしょう。刑事裁判に大きな変革をもたらした裁判員制度は、間もなく施行後6年を迎え、国民の高い意識と誠実な姿勢に支えられて、刑事手続の標準として定着しつつあります。今年4月には、知的財産高等裁判所が設立10周年を迎え、知的財産に関する紛争を解決する機能については、格段にレベルアップしたと考えています。しかし、解決しきれない課題があることはいまでもありません。また、今後も、裁判所の判断が社会経済や国民生活に大きな影響を及ぼす事件や、国際的なスケールで発生する紛争について、司法による解決が求められ、家族のありよう

の変化に伴い、解決困難な家族関係紛争が司法の場に持ち込まれることが一層顕著となるでしょう。我々は、このような社会の要請に的確にこたえられるよう、事案の実相への理解に欠けることなく、広く納得の得られる判断を示すことができるように、努力していきたいと思えます。

今日、「法の支配」の理念とその深化に向けての課題は、国境を越え、国際的な広がりを見せています。昨年は全世界的な法曹の集りが東京で催され、「法の支配」もそこでの議論の大きなテーマの一つであったと聞きます。来たる7月には、最高裁として、アメリカ合衆国連邦最高裁のロバーツ長官を招へいする予定であり、また、11月には、アジア太平洋最高裁判所長官会議がシドニーで開催され、アジア太平洋地域での最高裁判所長官等が一同に会して意見交換をすることが予定されていますが、これらの機会においても、日米を含むアジア太平洋地域での国際的な司法交流を通じて「法の支配」の理念を国際的に浸透させていくことについて話合いが行われるものと期待しています。

憲法記念日を迎えるに当たり、「法の支配」の理念の重要性と裁判所が果たすべき役割の重さを改めて自覚し、これからも、

国民の司法に対する信頼にこたえるよう、努力と工夫を続けていく所存であることについて申し上げました。」

(2) 2015年9月に、現首相は、

『自民党は、憲法改正を、2016年7月の参院選の公約とする』

と発言している。

最高裁は、法の支配の実現のために、違憲立法審査権を行使して、本件選挙につき、「違憲」判決を下し、

【日本が違憲状態の選挙で選出した議員の各院の 2/3 以上の賛成により、

「緊急事態宣言条項付憲法を持つ国に変わることを止める、**憲法**
上の義務(憲法 98 条 1 項、81 条、99 条、76 条 3 項)がある。

そして、それが、最高裁長官が、2015/5/3 の憲法記念日に国民に対して、
約束された、

「これからも、国民の司法に対する信頼に答えるよう、努力と工夫を続けてゆく所存である」

という言葉の意味するところである。

(3) もし仮に、最高裁が、違憲立法審査権を発動しないで、「違憲」判決を言渡さないとする、

最高裁の過半数の判事は、【(国会活動の正統性のない議員を含む) 国会の

憲法改正発議】という **狂気の沙汰** を阻止

しないことになる。

そんなことが万一起きるとすると、日本の最高裁は、ナチス独裁を

座視した、1933~1945 年のドイツの裁判所より、もっと

ヒドイ！

- 1 憲法 98 条 1 項、
- 2 99 条（裁判官の憲法尊重・擁護義務）、
- 3 81 条（最高裁の違憲立法審査権）、
- 4 76 条 3 項（裁判官の【憲法、法律に拘束され、良心に従って、独立して裁判する義務】）は、

【（憲法 81 条に基づく違憲立法審査権を有する）最高裁が、（国会活動を行う正統性の無い議員を含む）国会が、憲法改正の発議を行うことを

座視する こと】など、

およそ、**予定していない**。

そのようなことが、おきれば、【裁判官自身が憲法 99 条、76 条 3 項に違反する】という、例えようもない **【深刻なこと】** がおきたということである。

仮に、万一、そのようなことが日本の司法で生じるようなことになると、

日本には、未だ

三権分立は無い

ことになる。

恐ろしい

ことである。

(以下、余白)

(以下、余白)

V 社会の混乱 Zero : (本書 37 頁)

選挙「違憲無効」判決が出る、と**社会の混乱**等の何らかの不都合が起こるか？

答： 何一つ、下記(1)~(2)に示すとおり、社会の混乱等の不都合は、起きない！

(1) 解散の時、衆議院議員は、Zero となる。

しかし、戦後~今日迄、選挙期間中に、**何一つ社会的混乱等の不都合は、起きたことがない。**

(2) 衆議院小選挙区選挙は、「違憲無効」との判決が言い渡されても、衆院は、衆院比例代表選出の議員によって、構成される。

従って、衆院小選挙区選挙が違憲無効とされても、**衆院は、憲法上の機能を 100%果たし得る。**

(3) よって、衆院選（小選挙区）につき選挙無効判決が言い渡されても、**【何一つ憲法の予定しないようなこと】は、生じない。**

(以下、余白)

VI

① 憲法 56 条 2 項、② 同 1 条、③ 同前文第 1 文前段：(本書 38～46 頁)

第 1 大発見 (本書 38～40 頁)

1 過去、衆院選で言えば、「1 票の格差 (=1 票の住所差別) は、2 倍未満ならば、合憲」が、一般的であった。

しかし、

【人口比例選挙が、

① 憲法 56 条 2 項 (「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し」、

② 憲法 1 条 (「主権の存する日本国民」) および

③ 憲法前文第 1 文 (「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」、「主権が国民に存する」)

の各 **規範 (= 守るべき
ルール)** によって、ガチガチに保障されて

いるという**真実**】が**発見**された。

大発見

である。

2 この**大発見**により、【1票の住所差別の問題】は、

さじ

(1) **匙加減**の議論

(即ち、「1票の格差は、2倍未満程度なら合憲だ」、「いや、1.6倍未満程度なら合憲だ」等々といった、過去50年間続いている、「法の下での平等」(憲法14条)を巡る匙加減の議論

(=政治論)

から

(2) 文理解釈の議論

(=法律論)

(即ち、「人口比例選挙」は、①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文の各規範 (=守るべきルール) によって保障されているか、否か、という、

①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、③憲法 1 条の文理解釈の議論 (=法律論)) へと、

コペルニクス

的転換

が起きた。

(以下、余白)

第2 ①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文の文理解釈：(本書 41~44 頁)

1 ①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文：(本書 41~44 頁)

第1に、憲法前文第 1 文は、「主権が国民に存する」と定めている。(憲法第 1 条も、「主権の存する日本国民」と定めている)。

ここで、主権とは、【国政のあり方を決める権力】である。

第2に、憲法前文第 1 文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と定めている。

換言すれば、「(主権者たる)日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて(国政のあり方を決めるべく)行動し、」である。

ここで、上記文中の「行動し、**主語**」は、あくまでも、「日本国民」であって、「国会における代表者」ではない。

この点が**重要**である。

そして、【日本国民(が)、正当に選挙された国会における代表者を通じて(国政のあり方を決めるべく)行動(する)『手続』】の基本的条項が、憲法 56 条 2 項である。

第3に、憲法 56 条 2 項は、「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し」と定めている。

① 非「人口比例選挙」では、

(i) 必ず、【多数(=過半数。以下、同じ。)の国民】が、【少数(=半数未満。以下、同じ。)の国会議員】を選出し、その裏返しとして、

(ii) 必ず、少数の国民が、多数の国会議員を選出する。

非「人口比例選挙」の結果、
【多数の国会議員】の意見と
【多数の国民】の意見（但し、多数の国民から選出された国会議員の意見）
が

対立

する場合が生じ得る。

その意見の対立の場合、憲法 56 条 2 項の下では、

【多数の国会議員】の意見が、

必ず、【多数の国民】の意見に **勝利** する。

これでは、

「主権者は、国会議員」

ということになる。

かかる【非「人口比例選挙」の帰結】は、憲法1条の「主権の存する**日本国民**」（強調 引用者）の定めに反する。

結局、『**国民主権**』（憲法前文第1文、憲法1条）を前提とする以上、【「両議院の議事」を決する『**過半数の「出席議員**』』を選出する**主権者**】の数は、**必ず**、【全「出席議員」を選出する**主権者**】の数の**過半数**でなければならない。

- ② 全「出席議員」の過半数が、**必ず**、【全「出席議員」を選出する国民（主権者）】の過半数から選出されるようにするためには、

選挙が、『全「出席議員」の過半数が、**必ず**、全「出席議員」を選出する主権者（国民）の過半数から選出されるようにする【**変換ソフト**】』でなければならない。

そして、その【**変換ソフト**】は、

人口比例選挙

以外に無い。

第4に、国民の多数（＝過半数）が、「現政権政党」を支持せず、政権交代を求めて、次回選挙で、非「現政権政党」に投票したとしよう。

その場合、選挙が「非人口比例選挙」であるとする、国民の過半数の投票が、国会議員の過半数の選出に結びつかないため、国民の過半数の投

票によっては、

政権交代がおきない！

非「人口比例選挙」の下では、政権政党は、過半数の国民の意見に反して国政を行っても、次の選挙で政権を失わないので、政権政党は、過半数の国民の意見に反する国政を強行し得る。

これは、①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、③憲法 1 条の定める『国民主権』・『代議制民主主義』に反する。

2 2014 年 12 月 14 日衆院・小選挙区選挙（「本件選挙」）：

2014 年 12 月衆院選（小選挙区）で、全有権者（1 億 425 万 2293 人）の中の 4377 万 5161 人（41.989%）が、全小選挙区選出議員（295 人）の中の 148 人（51%）を選出し、

残余の 6047 万 7774 人（58.011%）の有権者が、残余の 147 人（49%）の選挙区選出議員を選出した（総務省選挙関連資料。平成 25（2013）年 9 月 2 日現在。訴状・別表 1）。

即ち、少数の有権者（1 億 425 万 2293 人の中の 4377 万 5161 人（41.989%））が、多数の選挙区選出参院議員（295 人の中の 148 人（51%））を選出した。

よって、2014 年 12 月衆院選（小選挙区）は、**非**「人口比例選挙」である。

第3 憲法前文第1文の「正当（な）選挙」：（本書45～46頁）

憲法前文第1文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」（強調 引用者）の「正当（な）選挙」の意義を考察してみよう。

【質問】：

- ①少数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、
 - ②多数の選挙人が少数の被選挙人を選出する、
- 【仕組みの選挙】は、はたして、「正当（な）選挙」であろうか？

【回答】：

- (1) 奥村雄太君（小学5年生・仮名）は、
この【少数の有権者（104,252,293人の中の43,775,161人。41.989%）
が、多数の国会議員（衆院・小選挙区）（295人の中の148人。51%）
を選出しているという情報】を知って、

「少数の国民が、国会議員の多数を選べるような選挙が正当な選挙でないことぐらい、小学5年生の僕でも分かるよ。

だって、内閣総理大臣は、国会議員の多数決で選ぶでしょ！

少数の国民が多数の国会議員を選べるような選挙制度では、少数の国民が、少数の国民が選んだ国会議員を通して、内閣総理大臣を選ぶこともありうることになってしまう。

多数の国民が、内閣総理大臣を選ぶことができない選挙制度なんて、

オカシイよ。

そんなの民主主義じゃないよー。

国民が主権者なんだから。

国会議員なんて、主権者でも何でもないよー。」

と言った。

(2) こんな当たり前のことは、

小学5年生でも分かるレベルのこと

である。

以上

別紙1 日本国憲法改正草案（自由民主党）